

大阪医科薬科大学訪問看護ステーション 指定訪問看護事業運営規程

(平成26年12月1日施行)

(事業の目的)

第1条 学校法人大阪医科薬科大学（以下「事業者」という。）が設置する大阪医科薬科大学訪問看護ステーション（以下、「事業所」という。）において実施する指定訪問看護の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、要介護状態（要支援状態）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指す指定訪問看護の提供を確保すること、地域の医療・介護の充実に向け、在宅医療を支える人材の育成・教育に努め、地域包括ケアシステムの構築に貢献することを目的とする。

(指定訪問看護の運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行い、日常生活の充実とともに、漫然かつ画一的なものにならないよう、主治医との密接な連携のもとに看護目標を設定し、訪問看護計画に沿って行うものとする。
- 2 事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 3 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うものとする。
 - 4 指定訪問看護の提供に当たっては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（市町村の保健・福祉部門、保健所及び民間の在宅ケアサービス等の介護を含む）との密接な連携に努めるものとする。
 - 5 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
 - 6 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行うこととする。
 - 7 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な助言、提案を行うこととする。
 - 8 専門性の高い看護師に対して主治医が手順書を交付した場合を除く、特殊な看護等については行わない。
 - 9 指定訪問看護の提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスの提供する者（市町村に設けられた地域ケア会議及び在宅介護支援センター）との密接な連携

に努める。

- 1 0 前各項のほか、「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」（平成12年3月31日厚生労働省第80号）（令和6年3月5日保発0305第13号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- 1 1 地域の医療・介護の充実に向け、在宅医療を支える人材の育成・教育に努めるものとする。

（事業の運営）

第3条 指定訪問看護の提供に当たっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 大阪医科薬科大学訪問看護ステーション
- (2) 所在地 大阪府高槻市大学町2番7号

第4条の2 大阪医科薬科大学訪問看護ステーションは出張所を設け、その名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 大阪医科薬科大学訪問看護ステーション 三島南
- (2) 所在地 大阪府高槻市唐崎西1丁目25番1号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師 1名（常勤職員、訪問看護師と兼務）
管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう、主治の医師との連絡調整、指定訪問看護の提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 訪問看護職員：2.5名以上（うち1名は常勤職員）
看護職員は、主治の医師の指示による指定訪問看護計画に基づき、指定訪問看護を行い、実施事項等を訪問看護記録、報告書として作成する。
- (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士：適当数配置
訪問看護の範疇でサービスを提供する。
- (4) 事務職員：適当数配置
必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日及び振替休日、偶数の土曜日、6月1日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 平日 午前8時30分から午後4時50分までとする。
土曜 午前8時30分から午後0時40分までとする。
- (3) サービス提供時間 平日 午前8時30分から午後4時50分までとする。
土曜 午前8時30分から午後0時40分までとする。
- (4) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間外であっても、電話等により24時間常時連絡・相談ができ、訪問看護を必要とする利用者に対して、訪問看護サービスを提供できる体制とする。

(指定訪問看護の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問看護は、の内容は、次のとおりとする。

- (1) 看護師等は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成する。
- (2) 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得る。
- (3) 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付する
- (4) 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成する。
- (5) 必要に応じて主治の医師及び関係者への情報提供、保健医療福祉サービスとの連携を行う

(利用料等)

第8条 指定訪問看護を提供した場合の基本利用料については、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）」により算定した額から、訪問看護療養費として支給された額に相当する額を控除した額により算定した額の支払いを受けるものとする。

2 利用料のその他の費用として、交通費は次の額の支払いを受けるものとする。

- (1) 交通費 サービスを提供する事業所又は出張所から利用者の居宅までの距離が片道2km未満 無料とする。
- (2) 交通費 サービスを提供する事業所又は出張所から利用者の居宅までの距離が片道2km以上の場合は、1キロメートルあたり50円を請求する。
- (3) 公共交通機関利用は、実費負担とする。

3 利用料のその他の費用として次の額の支払いを受ける。

- (1) 営業日以外の訪問看護利用料 3,000円

- (2) 死後の処置料 20,000円
 - (3) 90分以上の訪問看護利用料（長時間訪問看護加算の算定が可能な場合を除く）
30分あたり3,000円
 - (4) 週4日以上の訪問看護利用料（特掲診療料の施設基準等別表7、別表8及び特別
訪問看護指示書交付の対象者を除く）1回あたり9,550円
 - (5) 1日2回以上の訪問看護利用料（難病等複数回訪問加算の算定が可能な場合を除く）
1回あたり4,500円
 - (6) 予定入院当日の訪問看護利用料（訪問看護管理療養費等の算定が不可の場合）
30分あたり3,000円
 - (7) キャンセル料 予定されたサービス利用をキャンセルする場合に事業所への連絡が、
訪問予定日の当日の場合は基本利用料の20%、連絡がなく訪問した場合には基本
利用料の50%を請求する。ただし、利用者及び家族の病状変化や入院等のやむを
得ない理由がある場合には請求は行わない。
- 4 前2、3項の利用料のその他の費用等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族
に対し、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領
収書および明細書を交付する。
- 5 指定訪問看護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当
該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同
意する旨の文書に署名を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、高槻市、茨木市の区域とする。

（衛生管理及び感染症の対策等）

- 第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び
備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講
じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月
に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に
（年1回以上）実施すること。

（緊急時等における対応方法）

第11条 看護師等は、指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、そ

の他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告を行なう。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第12条 指定訪問看護の提供時に非常災害が発生した場合の対応は、事業者が定めた非常災害対策マニュアルのとおりとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（年1回以上）を定期的に行うものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（苦情処理）

- 第14条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修（年1回以上）を定期的実施すること。
- (4) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体的拘束等)

第17条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(暴力・ハラスメントに関する事項)

第18条 事業所は、利用者及び当該事業所従業員の暴力・ハラスメント等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力・ハラスメントを防止するための当該事業所従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族、当該事業所従業者からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他暴力・ハラスメント防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による暴力・ハラスメントを受けたと思われる利用者を発見した場合、また利用者及び養護者から当該事業所従業者が暴力・ハラスメントを受けた場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、

また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 年 2 回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、指定訪問看護に関する諸記録を整備し、サービス提供の日から最低 5 年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は学校法人大阪医科薬科大学と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

この改正は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、令和 5 年 1 月 10 日から施行する。

この改正は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

この改正は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。